

さいたま市民間建築物吹付けアスベスト除去等事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、建築物の壁、柱、天井等に吹き付けられたアスベストの飛散による市民の健康被害を予防し、生活環境の保全を図るため、アスベストの分析調査事業及び除去等事業を行う建築物の所有者等に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、さいたま市補助金等交付規則（平成13年さいたま市規則第59号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) アスベスト 天然の鉱物繊維のアクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クリソタイル、クロシドライト及びトリモライトをいう。
- (2) 補助対象建築物 本市の区域内に存する建築物（国、地方公共団体又はこれらに準じるものが所有する建築物を除く。）をいう。
- (3) 分析調査事業 建築物の壁、柱、天井等に吹き付けられた建築材料のうち、アスベストが含有されているおそれのある吹付け材に係る、アスベストの含有の有無について行う定性分析及びその含有量について行う定量分析の調査をいう。
- (4) 除去等事業 別表第1第1項第1号に定める分析機関によりアスベストが含有されていることが確認されたもので、建築物の壁、柱、天井等に施工された吹付けアスベスト又は吹付けロックウール（含有するアスベストの重量が建築材料の重量の0.1パーセントを超えるものに限る。）（以下、「吹付けアスベスト等」という。）について除去（耐火被覆材として施工された吹付けアスベスト等を除去した結果、耐火性能を満たさなくなる露出した鉄骨等の部材については、建築基準法令の求める耐火性能を満たすために行う耐火被覆工事を含む。）、封じ込め若しくは囲い込みの措置を行うこと又は吹付けアスベスト等が施工されている建築物の除却を行うことをいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、補助対象建築物のうち、分析調査事業及

び除去等事業で、当該事業の内容が別表第1に定める基準に適合するものとする。
(補助金の交付要件)

第4条 補助金の交付の要件は、次に掲げるものとする。

(1) 補助金の交付を受けようとする者は、次に掲げる者であること。

ア 補助対象建築物の所有者、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条に規定する区分所有者の団体その他市長が別に定める者で、市長がこの補助金の交付を受けることについて、適当であると認める者

イ 国、地方公共団体その他公共団体若しくはこれらに準じる者又は大規模な事業者として別に定める者以外の者

(2) 補助対象建築物について、国、地方公共団体その他公共団体からこの告示と同様の補助金の交付を受けていないこと。

2 補助金の交付は、補助対象建築物1棟（1の敷地内に複数の建築物がある場合については、それぞれの建築物）につき、分析調査事業、除去等事業それぞれ1回限りとする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第5条 補助対象経費及び補助金の額は、別表第2のとおりとする。

(分析調査事業の補助金交付申請)

第6条 分析調査事業に係る補助金の交付を受けようとする者は、分析調査事業の着手前に、さいたま市民間建築物吹付けアスベスト除去等事業補助金交付申請書（分析調査事業）(様式第1号)に市長が定める書類を添付して、市長が定める期間内に、市長に提出しなければならない。

(除去等事業の補助金交付申請)

第7条 除去等事業に係る補助金の交付を受けようとする者は、除去等事業の着手前に、さいたま市民間建築物吹付けアスベスト除去等事業補助金交付申請書（除去等事業）(様式第2号)に市長が定める書類を添付して、市長が定める期間内に、市長に提出しなければならない。

2 分析調査事業に係る補助金の交付の申請をした後に除去等事業に係る補助金の交付の申請を行う場合においては、前項の規定にかかわらず、分析調査事業に係る補助金の交付の申請時に添付した書類と同一の書類について、提出を省略することが

できる。

(消費税等仕入控除不適用の申出)

第8条 前2条の規定により補助金の交付を申請しようとする者は、補助対象事業に要する経費が消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による仕入れに係る消費税額の控除を受けない場合は、消費税等仕入控除不適用申出書（様式第2号の2）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による申出をした場合で、消費税等仕入控除税額（補助対象経費に係る消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）が明らかになったときは、速やかに当該額を市長に報告しなければならない。
- 3 市長は、消費税等仕入控除税額を明らかにするため、課税売上高等について、報告を求めることができる。

(交付の決定等)

第9条 市長は、第6条又は第7条の申請書の提出があったときは、それぞれ30日以内に審査を行い、必要に応じて現地調査等を行った上で、補助金の交付の可否を決定しなければならない。

- 2 市長は、前項の決定をしたときは、さいたま市民間建築物吹付けアスベスト除去等事業補助金交付決定通知書（様式第3号）又はさいたま市民間建築物吹付けアスベスト除去等事業補助金不交付決定通知書（様式第4号）により、当該申請した者に通知するものとする。
- 3 市長は、補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要と認めるときは、条件を付すことができる。
- 4 第2項の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、当該通知後に事業に着手するものとする。

(申請の取下げ)

第10条 第6条又は第7条の規定により補助金の交付の申請をした者は、補助金の交付決定前に申請の取下げをするときは、速やかにさいたま市民間建築物吹付けアスベスト除去等事業補助金交付申請取下届出書（様式第5号）を市長に提出するも

のとする。

- 2 補助対象者は、補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、申請の取下げをすることができる。この場合において、当該取下げをする者は、交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内に、前項の届出書を市長に提出するものとする。

(補助対象事業の変更又は中止)

第11条 補助対象者は、補助対象事業の変更又は中止をするときは、さいたま市民間建築物吹付けアスベスト除去等事業(変更・中止)承認申請書(様式第6号)に市長が定める書類を添付して、市長に提出し、承認を受けるものとする。ただし、事業内容の軽微な変更(当初の事業目的を変更しない範囲のものに限る。)で、補助金の額に変更を生じないものについては、この限りでない。

- 2 市長は、前項の申請書の提出があった場合においては、速やかに審査を行い、変更内容がこの告示の目的に適合すると認めるとき又は中止することがやむを得ないと認めるときは、さいたま市民間建築物吹付けアスベスト除去等事業(変更・中止)承認通知書(様式第7号)により補助対象者に通知するものとする。

(完了報告)

第12条 補助対象者は、分析調査事業が完了したときは、当該事業完了後30日以内に、さいたま市民間建築物吹付けアスベスト除去等事業完了報告書(分析調査事業)(様式第8号)に市長が定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- 2 補助対象者は、除去等事業が完了したときは、当該事業完了後30日以内に、さいたま市民間建築物吹付けアスベスト除去等事業完了報告書(除去等事業)(様式第9号)に市長が定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- 3 補助対象者は、前2項の規定による完了報告の際に交付を受ける補助金の額を報告するに当たって、消費税等仕入控除税額が明らかになった場合は、当該額を報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、前条の規定による完了報告を受けた場合においては、速やかに審査を行い、必要に応じて現地調査等を行った上で、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の

額を確定する。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の額（前条第3項の完了報告等により消費税等仕入控除税額が明らかな場合は、当該消費税等仕入控除税額を減額した額）を確定したときは、さいたま市民間建築物吹付けアスベスト除去等事業補助金の額の確定通知書（様式第10号）により、補助対象者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第14条 補助対象者は、前条第2項の補助金の額の確定通知を受けたときは、さいたま市民間建築物吹付けアスベスト除去等事業補助金交付請求書（様式第11号）を、補助対象事業が完了した日の属する会計年度の3月10日までに、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による補助金の交付請求に基づき、補助金を交付する。

（交付決定の取消し）

第15条 市長は、補助対象者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この告示の規定に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。

- 2 前項の取消しは、さいたま市民間建築物吹付けアスベスト除去等事業補助金交付決定取消等通知書（様式第12号）により行う。

（補助金の返還）

第16条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命じるものとする。

- 2 前項の返還命令は、前条第2項の通知書により行う。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告及び補助金の返還）

第17条 第13条第2項の補助金の額の確定通知を受けた補助対象者は、当該通知を受けた後に消費税及び地方消費税の申告により消費税等仕入控除税額が確定した場合であって、当該消費税等仕入控除税額が第12条第3項に規定する完了報告時の消費税等仕入控除税額を超えるときは、さいたま市民間建築物吹付けアスベスト除去等事業消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書（様式第13号）

により速やかに市長に報告しなければならない。

- 2 市長は、補助金を交付した後に、前項の報告書の提出があった場合その他の補助金の額から減額すべき消費税等仕入控除税額があることを確認した場合は、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じるものとする。

(完了検査等)

第18条 市長は、第12条第2項の規定により除去等事業に係る完了報告書の提出を受けたときは、必要に応じて当該職員にその建築物等に立ち入らせ、現地において完了検査を実施させるものとする。

- 2 市長は、前項の完了検査の結果、必要があると認めるときは、補助対象者に対し、補助対象建築物のアスベストの除去等事業を適切に行うため必要な措置を講ずるよう指導することができる。

(検査等に対する協力)

第19条 補助対象者は、この告示による補助金の交付等に関し、市長が必要な検査、調査等をしようとするときは、これに協力しなければならない。

(書類の整備)

第20条 補助対象者は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等の書類を備え付け、5年間保存しなければならない。

(その他)

第21条 この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成21年8月26日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後のさいたま市民間建築物吹付けアスベスト除去等事業補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後の申請に係る補助金の交付について適用し、同日前の申請に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。ただし、附則第2項を削る改正は、平成24年3月31日から施行する。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

1 分析調査事業に係る基準

- (1) 建築物石綿含有建材調査者（建築物石綿含有建築材調査者講習登録規程（平成25年国土交通省告示第748号）第2条第2項に規定する者をいう。次項において同じ。）による調査に基づき実施すること。
- (2) 分析による調査方法は、JIS A 1481「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」を標準とする。ただし、厚生労働省等の公的機関が公表した方法でアスベストの有無及び含有率を測定できる場合は、これによることができる。
- (3) 分析による調査の実施期間は、やむを得ない事情がある場合を除き、補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して原則として30日以内であること。

2 除去等事業に係る基準

- (1) 除去等事業の計画の策定等を建築物石綿含有建材調査者が行うとともに、当該計画に基づく現場体制により実施すること。
- (2) 施工者は、次のいずれかの者であること。
 - ア 一般財団法人日本建築センターが審査証明した「吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術」を有する者
 - イ 一般財団法人日本建築センター編集・発行の「改訂 既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説 2006」に掲げるそれぞれの工法に従って施工した十分な実績を有し、アに規定する飛散防止処理技術に相当する技術を有すると認められる者
- (3) 施工方法は、次のいずれかによるものであること。
 - ア 一般財団法人日本建築センター編集・発行の「改訂 既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説 2006」に掲げるそれぞれの工法
 - イ 一般財団法人日本建築センターが審査証明した「吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術」一覧に掲げるそれぞれの工法
- (4) 除去等事業を行うことにより、補助対象建築物が、建築基準法関係規定（建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に規定する建築基準関係規定をいう。）に不適合にならないよう必要に応じた措置を講じるものであること。

(5) 除去等事業の実施期間は、やむを得ない事情がある場合を除き、補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して原則として90日以内であること。

別表第2（第5条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助金の額
分析調査事業	補助対象建築物のうち、分析調査事業に要する経費で、分析調査事業を実施する請負者に対して支払う経費	補助対象建築物1棟（1の敷地内に複数の建築物がある場合については、それぞれの建築物）につき、補助対象経費以内の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切捨てた額）。ただし、250,000円を上限とする。
除去等事業	補助対象建築物のうち、除去等事業に要する経費（調査設計画費を含む）で、除去等事業を行う請負者に対して支払う経費（建築物の除却を行う場合にあっては、アスベスト除去等に相当する経費で、建築物の除却を行う請負者に対して支払う経費）	補助対象建築物1棟（1の敷地内に複数の建築物がある場合については、それぞれの建築物）につき、補助対象経費の3分の2以内の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切捨てた額）。ただし、6,000,000円を上限とする。

備考 補助対象経費には、消費税等仕入控除税額を含まないものとする。